国際関連情報 Report from IFRS-IC

2017 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会 会議における議論の状況

ASBJ 専門研究員 大津 香章

1 はじめに

本稿では、2017年9月12日に開催された IFRS 解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2 2017 年 9 月の IFRS-IC 会議の 概要

2017 年 9 月に開催された IFRS-IC 会議では、 次の事項が議論された。

- (1) 継続的検討事項
 - ① IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」: 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得
 - ② IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶 発資産」: 契約が不利かどうかを評価する 際に考慮されるコスト
- (2) 年次改善を提案した項目
 - ① IAS 第 41 号「農業」: 公正価値測定における課税
- (3) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」: 不動産契約における収益認識

- ② IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」: 関連会社への有形固定 資産の拠出
- (4) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度 適用」:初度適用企業としての子会社
 - ② IFRS 第9号「金融商品」: 公正価値の 変動をその他の包括利益に表示する選択に 適格な金融資産
 - ③ IAS 第12号「法人所得税」:法人所得税 に係る利息及び罰金
 - ④ IAS 第38号「無形資産」: 販売促進活動 のために取得した物品
- (5) その他の事項
- ① IFRS-IC の仕掛案件のアップデート 以下では、上記のうち、我が国の関係者の間 で、比較的、関心が高いと考えられる(3)①、② に関して、論点の概要及びアジェンダ決定案の 概要等について紹介する。

3 IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」: 不動産契約における収益認識

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、IFRS 第15号の適用にあたり、 次の特徴を有する集合住宅の1区画(不動産ユニット)の販売契約に対する収益認識の方法に



ついて、一定の期間にわたって収益認識すべき か、一時点で収益認識すべきかの質問を受 けた。

- ① 企業と顧客は、企業が区画の建設を開始す る前に当該区画の販売契約を締結する。
- ② 契約により、企業は、契約に明記されたと おりに完了した不動産ユニットを顧客に引き 渡す義務を負う。契約で合意した区画を変更 したり、合意した区画以外のものを引き渡し たりすることはできない。企業は、建設が完 了するまで当該不動産ユニット(及び区画に 属する土地)の法的所有権を保持する。
- ③ 顧客は、契約開始時における両者の合意に よる支払スケジュールに基づき、区画の建設 中に、不動産ユニットの購入価格の約20% から30%の支払いを行う。残りの支払いは、 建設完了後に行われる。
- ④ 契約により、顧客は不動産ユニットに対す る物権(建設中の不動産ユニットに対する権 利を表すために用いられる法律用語)を得 る。顧客は、⑥に記載した状況を除き、契約 を取り消したり、区画の構造設計を変更した りすることはできない。顧客は、不動産ユ ニットの建設中に、物権を再販売したり、担 保に供したりすることができる(ただし、企 業が新たな買い手に対して信用リスク調査を 実施することを条件とする。)。
- ⑤ 企業が当該契約に基づく義務に違反した場 合には、顧客及び集合住宅の不動産ユニット の他の顧客は、不動産ユニットの建設を完了 させるために、共同で、企業に代わって、別 の不動産開発業者を雇用する法的権利を有 する。
- ⑥ 現地の法律では、当該契約は取消不能であ るが、裁判所が特定の状況において当該契約 の取消しを認めたケース(主に、顧客が経済 的に契約条件を満たすことができなくなった ことが証明された場合 (例えば、失業した

り、重病により就労できなくなったりした場 合など))がある。このような場合には、顧 客は、契約を取り消して、企業にすでに支 払った額の約80%から90%を受領する権利 を得、残りは企業が違約金として保持する。 顧客が支払いを怠った場合には、企業は当該 区画を競売に付すことを合意することがで きる。

(2) アジェンダ決定案の概要

2017 年 9 月の IFRS-IC 会議で議論を行った 結果、IFRS-IC は、次に示す分析結果を踏ま え、IFRS 第15号の原則及び要求事項が、不 動産ユニットの販売契約について収益を一定期 間にわたり認識すべきか一時点で認識すべきか を企業が決定するための適切な基礎を提供して いることから、本論点を基準開発のアジェンダ として取り上げないとするアジェンダ決定案を 公表した。

- ① 履行義務の識別:契約の中の約束の性質 は、完成した不動産ユニットを顧客に引き渡 すことであり、不動産ユニットに付帯する土 地は、IFRS 第 15 号第 22 項から第 30 項を 適用する場合に別個のものではないため、 IFRS-IC は、契約の中に単一の履行義務が あると考えた。
- ② IFRS 第 15 号第 35 項の適用: IFRS 第 15 号第35項は、第35項の3つの要件のいずれ かが満たされる場合には、企業は財又はサー ビスに対する支配を一定期間にわたり移転 し、したがって、収益を一定期間にわたり認 識すると定めている。また、IFRS 第 15 号 第32項は、企業は履行義務を一定期間にわ たり充足するのではない場合には、履行義務 を一時点で充足すると述べている。したがっ て、IFRS-IC は、契約開始時に、企業が収 益を一定期間にわたり認識するかどうかを決 定するために第35項の3つの要件のそれぞ

れを評価することに着目し、本論点に関して 次のような分析を行っている。

(ア) 顧客が、企業の履行によって提供される 便益を、企業が履行するにつれて同時に受 け取って消費するものであるか否か (IFRS 第15号第35項(a)の要件)

企業の履行は資産(部分的に建設された 不動産ユニット)を創出するものであるため、IFRS 第 15 号第 35 項(a)の要件を満た していない。

(4) 企業の履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価につれてそれを支配するか否か(IFRS 第15号第35項(b)の要件)

本要件を満たすためには、企業の履行に より創出されるか増価される資産を顧客が 支配していることが求められる。IFRS 第 15号 BC129 項は、審議会が第35項(b)の 要件を含めたのは、「企業の履行が資産を 創出するか又は増価させ、顧客が当該資産 をその創出又は増価につれて明確に支配す る状況に対処するため」である。したがっ て、第35項(b)を適用する際に、企業が、 創出又は増価されつつある資産(例えば、 部分的に建設された不動産ユニット)を顧 客がその創出又は増価につれて明確に支配 するという証拠があるかどうかを評価す る。次の分析の結果、本事例については、 IFRS 第 15 号第 35 項(b)の要件を満たして いないと判断する。

- ➤顧客は建設中の不動産ユニットに対する 契約上の権利を再販売又は担保差入れす ることができるが、不動産ユニット自体 については、法的な所有権を保有してい ないと売却することはできない。
- ➤顧客は不動産ユニットの建設時に当該ユニットの建設や構造設計を指図する権利を有しておらず、部分的に完成した不動

産ユニットを何か他の方法で使用することもできない。

- ▶企業が約束した履行を行えない場合に限り顧客が(他の顧客と共同して)企業を交代させる法的権利は、防御的な性質のものであり、それ単独で支配を示すものではない。
- ➤不動産ユニットの市場価値の変動に対する顧客のエクスポージャーは、顧客が不動産ユニットからの残りの便益のほとんどすべてを獲得する能力を示すものかもしれない。しかし、それは当該ユニットの建設中に当該ユニットの使用を指図する能力を顧客に与えるものではない。
- (ウ) 企業の履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、企業が現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有しているか否か(IFRS 第15号第35項(c)の要件)

要望書の事例では、企業が不動産ユニットを変更したり、代わりのものを提供したりすることはできないため、企業は契約上、区画を容易に他の用途に振り向けることができない。

ただし、企業は、完了した履行に対する 支払いを受ける強制可能な権利を有してお らず、IFRS 第 15 号第 35 項(c)の要件を満 たしていないと判断する。

(エ) したがって、IFRS 第 15 号第 35 項の要件はどれも満たさないと考えられ、企業はIFRS 第 15 号第 38 項を適用して収益を一時点で認識することになる。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。



4 IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」: 関連 会社への有形固定資産の拠出

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、次のような事例において、新設の関連会社に有形固定資産を当該会社の株式との交換で拠出する取引を、企業がどのように会計処理するのかに関する要望を受けた(図1参照)。

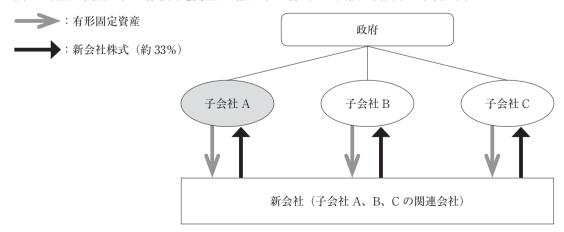
- ① 3つの企業 (総称して投資者と呼ぶ) が新 会社を設立する。投資者はすべて同一の政府 に支配されている。すなわち、共通支配下に ある。
- ② 投資者はそれぞれ、新会社に有形固定資産 項目を同社の株式との交換で拠出し、約 33%の新会社株式を所有する。投資者が拠 出する有形固定資産は、IFRS 第3号「企業 結合」(以下「IFRS 第3号」という。) に定 義する事業ではない。
- ③ 各投資者は、新会社に対して重要な影響力を有する。したがって、新会社は各投資者にとって関連会社となる。投資者は、新会社に対する支配又は共同支配は有さない。
- ④ 取引は、市場参加者間の秩序ある取引にお

いて一般的な条件と同等の条件で行われる。 要望書の提出者は次の3つの質問をしており、これらの質問について次の見解が見られる としていた。

- ① 質問 A:共通支配下の企業に関わる取引 (共通支配下の取引) への IFRS 基準の適用 について、IFRS 基準は、特定の基準におけ る要求事項の共通支配下の取引への適用に一 般的な例外又は免除を設けているかどうか。
 - (ア) 見解1:具体的な例外又は免除規定がない限り、IFRS 基準の要求事項を適用する。
 - (イ) 見解2:企業は、共通支配下におけるすべての取引について、公正価値による測定が要求されていないことから、IFRS 第3号第2項(c)に定められている範囲の例外規定を適用する。
- ② 質問 B:投資者は、関連会社に対する有形 固定資産の拠出について、当該関連会社への 他の投資者の持分の範囲で、利得又は損失を 認識するのかどうか。

要望書の提出者は、IAS 第28号第28項の 「関連のない投資者(unrelated investors)」 の定義について質問しており、次の2つの見 解を示している。

図 1 新設の関連会社に有形固定資産を当該会社の株式との交換で拠出する取引の図



(ア) 見解1:「関連のない投資者 (unrelated investors)」は報告企業以外のすべての投資者に言及している。

この見解によれば、例えば図1の取引では、子会社 A は子会社 B 及び C の持分の範囲で有形固定資産を新会社に拠出したことによる利得又は損失を認識することになる。

(イ) 見解 2:「関連のない投資者(unrelated investors)」は IAS 第 24 号「関連当事者 についての開示」(以下「IAS 第 24 号」という。)における「関連当事者(related party)」の定義に該当しない投資者に言及している。

この見解によれば、例えば図1の取引では、子会社B及びCはIAS第24号第9項(b)により関連当事者に該当するため、子会社Aは有形固定資産を新会社に拠出したことによる利得又は損失は認識しないことになる。

- ③ 質問 C:投資者は、関連会社への有形固定 資産の拠出に係る利得又は損失及び関連会社 に対する投資の原価をどのように決定するの か。特に、各投資者の関連会社に対する投資 は、拠出した有形固定資産の公正価値に基づ くのか、関連会社に対する取得した持分の公 正価値に基づくのか。
 - (ア) 見解1:拠出した有形固定資産の公正価値による。
 - IAS 第28号第10項は、当初認識時に関連会社に対する投資を原価で認識することを求めている。「原価」はIAS第28号では定義されていない。
 - しかし、財務報告に関する概念フレーム ワーク 4.55 項では、取得原価を「取得 時に支払った現金又は現金同等物の金額 又は提供した対価の公正価値の金額」と 定義している。

- 拠出した有形固定資産は支払った対価の 金額を示すため、その公正価値は取得し た関連会社の持分の原価を示している。
- (イ) 見解 2:取得した関連会社の持分の公正 価値による。
 - IAS 第 16 号第 72 項は、有形固定資産の 処分に係る利得又は損失を算定するに当 たり、有形固定資産項目の処分により受 取可能となる対価は、当初は公正価値で 認識することを要求している。
 - 取得した関連会社の持分は有形固定資産 の処分によって受け取る対価を示して いる。

(2) アジェンダ決定案の概要

2017年9月のIFRS-IC会議で議論を行った 結果、IFRS-ICは、次に示す分析結果を踏ま え、IFRS 基準における原則及び要求事項が、 有形固定資産の拠出を企業が会計処理するため の適切な基礎を提供しているとして、本論点を 基準設定アジェンダに追加しないとするアジェ ンダ決定案を公表した。

- ① 質問 A: IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第7項は、ある取引に IFRS 基準が具体的に当てはまる場合には、当該基準を適用することを企業に要求している。したがって、基準が共通支配下の取引を範囲から具体的に除外していない限りは、企業は当該基準における適用可能な要求事項を共通支配下の取引に適用する。
- ② 質問 B: 財務諸表が報告企業(要望書に記載された事実関係では、投資者のそれぞれである)の視点から作成されるという前提からすると、IAS 第28号第28項における「関連のない投資者」という用語は、企業(連結子会社を含む)以外の投資者を指していると考えた。したがって、企業は関連会社への有形固定資産の拠出に係る利得又は損失を、当該



関連会社に対する他の投資者の持分の範囲で 認識する。

③ 質問 C:一般的に、拠出した有形固定資産 の公正価値は、企業が交換に受け取る関連会 社に対する資本持分の公正価値と同じと予想 され、拠出した有形固定資産の公正価値が取 得した資本持分の公正価値と異なるという兆 候が当初にある場合には、投資者はまず、こ の相違の理由を検討し、公正価値の算定に用 いた手続及び仮定を見直す必要がある。

IFRS 基準の要求事項を適用すると、企業 は、有形固定資産の拠出に係る利得又は損失 と、関連会社に対する投資に係る帳簿価額を 認識し、これは拠出した有形固定資産の公正 価値に基づく金額の算定を反映すると考 えた。

(3) 今後の予定

IFRS-IC は、アジェンダ決定案に対して寄 せられるコメントを踏まえ、今後の会議におい て、当該アジェンダ決定案を最終化するかどう かについて再検討する予定である。